棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－		部門	
				決算期	
	(フリガナ) 代表者氏名			業種番号	
	代表者住所	〒		整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自令和　年　月　日
至令和　年　月　日　事業年度から　棚卸資産の評価方法／短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法／有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　を下記の

とおり変更したいので申請します。

記

事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな評価方法等
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

変更しようとする理由	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

05.06 改正

棚卸資産の評価方法
短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法　　の変更承認申請書の記載要領等
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

1　この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

2　この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。

また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。

4　棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに、かつ、法人税法施行令第 118 条の６第２項の暗号資産の区分ごとに行い、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。

5　各欄は、次により記載します。

(1)　「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。

(3)　「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類及び①特定自己発行暗号資産、②その他暗号資産の区分を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

（注）　新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

(4)　「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。

(5)　「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。

(6)　「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。

(7)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。